

違法伐採対策に関する自主的行動規範

日本複合・防音床材工業会
制定 平成18年6月2日

平成17年7月に英国で開催されたG8サミットの結果、日本政府は、「違法に伐採された木材は使用しない」という基本的考え方にに基づき、政府調達の対象を合法性、持続可能性が証明された木材・木材製品とする措置を導入することとした。

これらを踏まえ、当工業会は、違法伐採対策に関する自主的行動規範を定める。

(違法伐採に対する反対)

1 当工業会は、森林の違法な伐採に反対を表明する。

(政府の取組への協力)

2 当工業会は、我が国政府による違法伐採対策の取組を支持するとともに、これに積極的に協力する。

(合法性等の証明された木材・木材製品の普及の促進)

3 当工業会は、合法性等の証明されたフローリングの供給の促進に努力するものとする。

(合法性等の証明のための事業者の認定)

4 林野庁が策定、公表した「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」に示された森林・林業・木材産業関係団体の認定を得て行う証明方法（団体認定方式）に関連して、「合法性等の証明に係る事業体認定実施要領」を別途定め、当工業会の会員企業の認定を行い、その供給の促進に努めるものとする。

(他の団体との連携)

5 当工業会は、違法伐採対策の実施に当たって、他の団体との連携を図る。

(情報の公開)

6 当工業会は、本行動規範に基づく取組状況の概要を必要に応じて公表する。

以上